

Smile Tomorrow Energy Peace of mind  
「笑顔」「明るい明日」「元気」「安らぎ」を届けます

なんでも相談窓口  
フリーダイヤル

0120-928-302  
平日 8:30~17:30

# STEP ステップ 便り

第11号  
2021年  
12月

ホームページ <https://npostep.jp/>  
E-mail [info@npostep.jp](mailto:info@npostep.jp)



NPO法人  
障がい者・高齢者市民後見STEP  
〒560-0082  
豊中市新千里東町1丁目4番1号 阪急千里中央ビル8階  
TEL 06-6155-5432 FAX 06-6833-6599

私たちは、障がい者や高齢者のお困りごとを市民感覚で支援する、後見NPOです。

成年後見のみならず、見守り・金銭管理・相続・遺言・身元保証、死後事務など、幅広く皆様のお役に立てるよう、日々活動しています!!  
当NPOホームページ『活動ブログ』からの抜粋です。皆様のご参考になれば幸いです。

最新情報 Facebookで発信中!

<https://www.facebook.com/npostep/>



6月11日

## 後見勉強会のアンケート結果が好評

先日、ある地域包括支援センター依頼のZOOM勉強会で講師を務めたのですが、そのアンケート結果が返ってきました。「参加者100%がわかりやすかった」という回答で、大変意を強くしました。

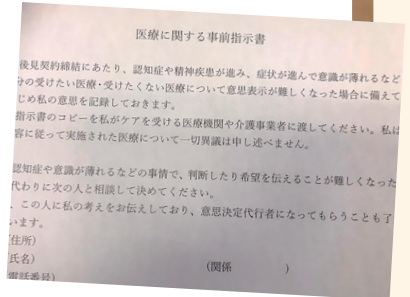
このような形で医療・介護・福祉関係者の知識向上のお役に立てれば嬉しい限りです。



8月23日

## 事前指示書とACP

一人暮らし高齢者で身寄りがいない場合、万一の場合に備えて、自分にはどんな治療をしてほしいのか、前もって意思表示する



文書のことを「事前指示書(AD=アドバンス・ディレクティブ)」と呼びます。

人工呼吸器の装着等の延命治療を望むか否かなど、あらかじめ本人の希望を文書にしておく、その指示に沿った治療が行われるとされています。

但し、ADという文書があっても、患者と医師が十分に意思疎通を続けていなければ、ADが実質的に意味を持たない場合も想定されます。

そこで、近年ADの発展形として「ACP=アドバンス・ケア・プランニング(事前のケア計画)」という概念が登場し、本人が文書にまとめた自分の意思、つまり「結論」ではなく、家族や医療者と何度も繰り返し話し合う「過程」に重きを置いた概念です。

何度も対話を重ねて、時間が経過すれば、本人の意思が変わりうる場合もあり、その都度、文書は書き直されることとなります。

先日、弊NPOと任意後見契約を結んでいる一人暮らし男性が骨髄移植の手術をするに先立ち、医師・看護師と本人・弊NPOが集まって、ACPにあたる話し合いをし、本人の医療に関する意思表示を確認しあいました。重たい決断を迫られる患者本人を眼前にして、身につまされる思いがしました。

8月20日

## 内部監査

弊法人が後見人等として管理している、通帳・手許現金・金銭出納帳・レシート類の内部監査を実施しました。

目的は、Wチェック体制の励行及び不備の早期発見と対処です。今回の監査で得られた指摘事項の再発防止を徹底していく考えです。

香・高齢者市民後見STEP (円)		障がい者・高齢者市民後見STEP (円)	
引当金	118,000	差引残高	10,000
20,080	50,000	80	7,600
48,920	50,950	78	6,320
17,950	16,640	84	4,820
		80	2,880
		84	1,774
		80	824
			15,882
			13,982
			11,703
			11,299
			10,685
			10,332
			6,911

10月11日

## 成年後見マスター講座の第4回実施



10月10日、9時半よりZOOMにて、「成年後見マスター講座下期」の第4回を実施しました。今回は、「後見人の実務」について、

後見人就任時、通常時、終局時の3ステージに分けて、その実務を具体的な帳票とともに解説しました。

10月19日

## ご両親の親権を使った任意後見契約

先日、ある知的障がい者と弊NPOとの間で、任意後見契約を締結しました。委任者はまだ未成年なので、契約にはご両親が親権者代理人として臨まれました。



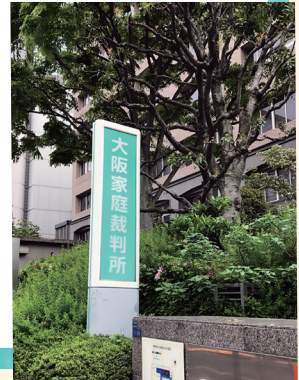
公正証書作成後、ご両親との間で、任意後見発効の始期に関する覚書を交わしました。今後定期的に、ご両親と連絡を取り合うことになりました。

11月2日

## 成年後見人に選任されました

先日、大阪家庭裁判所より弊NPOを成年後見人に選任するとの審判書をいただきました。被後見人は、知的障がいのある方です。これで、法定後見受任は29件目となります。

知的障がいの方は、まだお若いので、後見期間は長期化する可能性があります。親御さんやご本人との関係性構築など、後見人として適切に対応していきたいと思います。



11月19日

## 入出金明細表

金銭管理であれ、後見人であれ、弊NPOが財産管理を託されると、作成するのが「入出金明細表」です。

管理される側であるご本人の通帳すべてを月初に通帳記入し、前月末残高から、当月の入金分と出金分を項目別に加減し、当月末残高を出します、そして、当月末残高から前月末残高を差し引いて、当月の増減金額を算出し、ご本人のお金の動きを毎月確認しています。

これにより、増減の要因が把握でき、趨勢としてお金が減っていれば、削減できる費目がないかを吟味し対策を打つようにしています。このようにして、預貯金を適切に管理し、ご本人の暮らしを生涯守っていただけるよう努めています。

11月15日

## 住之江支援学校でセミナー実施



先日、住之江支援学校からの依頼を受けて、「障がいのあるお子様の親御様が備えるべきこと」と題して、対面式のセミナーを実施しました。参加者は約30名でした。

成年後見制度の種類や留意点、後見人を付けるケースや付けないケースでの実例など、具体的にお話させていただきました。

11月24日

## 公正証書3本作成

先日、ある高齢者との間で公正証書3件を作成しました。一つは、委任契約及び任意後見契約、二つ目は、死後事務委任契約、そして三つめは、公正証書遺言でした。

同人は一人暮らしで自分の生前から死後までの備えを見通した上での作成となったものです。弊NPOはいずれも受任や執行をする立場なので、しっかりと役割を果たしていきたいと思います。



12月1日

## 高齢の一人暮らし世帯拡大

総務省が11月30日に公表した2020年国勢調査では、単身高齢者が5年前比13.3%増の671万人に増加したとされています。うち男性は230万人、女性が441万人と、女性が圧倒的に多いのが特徴で、65歳以上高齢女性のうち、5人に1人が一人暮らしとなっています。



一人暮らし世帯では、同居家族がいないので、見守りや金銭管理など家族以外の支援が必要となっており、弊NPOでの支援実績もほとんどが一人暮らし高齢者向けです。弊NPOでは、「おひとりさまのそなえ」冊子の発行配布や啓発・支援活動をしています。我々の果たす役割と責務の大きさをひしひしと感じました。